土地閉鎖登記簿の事務の取扱いについて（お知らせ）

鳥取地方法務局米子支局管内の西伯郡南部町，日野郡日南町，日野町及び江府町の全域の不動産登記事務のコンピュータ化に伴い閉鎖された土地の登記簿については，電子化作業が完了しました。

これに伴い，同登記簿閲覧の取扱いが変更になりますので，お知らせします。

取扱開始日
平成２９年７月３日（月）

本局管内・米子支局管内の全市町村について，土地閉鎖登記簿の電子化が完了しました。

土地閉鎖登記簿の閲覧について

従来の閲覧に代えて，土地閉鎖登記簿電子情報をＡ４判の用紙に印刷したもの（証明文はありません。）をお渡しします。

なお，土地閉鎖登記簿の謄抄本及び閲覧については，登記情報提供サービス，オンライン請求及び登記情報交換サービスは御利用いただけません。

平成２９年６月２７日

鳥取地方法務局